

短期入所生活介護重要事項説明書

<令和8年4月1日現在>

○ご利用期間 ・ ・ 令和 年 月 日から令和 年 月 日
令和 年 月 日から令和 年 月 日
令和 年 月 日から令和 年 月 日
令和 年 月 日から令和 年 月 日
令和 年 月 日から令和 年 月 日

1. 事業所の概要

開設法人の名称	一関市
開設法人の種別	地方公共団体
開設法人の代表者	一関市長 佐藤 善仁
事業の名称	一関市病院事業
事業の代表者	一関市病院事業管理者 佐藤 元美
事業の所在地	〒029-3405 岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏 52 番地 2
事業の代表電話番号	0191-63-5253

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム光栄荘
施設の所在地	〒029-3405 岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏 55 番地
介護保険事業所番号	0 3 7 0 9 0 1 2 6 6 号
管理者の職・氏名	所長 新沼 健
電話番号	0191-63-3115
F A X 番号	0191-63-3199

3. 施設の職員体制

職 種	業 務 内 容	常勤	非常勤
所長	職員の指導監督・管理運営	1 (兼務 1)	
医師	入所者の診療・健康管理・療養上の指導		1
生活相談員	入所者の生活上の支援・相談	3 (兼務 2)	
介護支援専門員	サービス計画の作成・他の事業所と連絡調整	3 (兼務 3)	
管理栄養士	給食に関する業務・栄養ケア計画作成	1	2 (兼務 1)
事務員	庶務・経理等の事務、他課との連絡調整	1 (兼務 1)	2 (兼務 1)
機能訓練指導員	機能回復訓練の実施	2 (兼務 2)	
看護師	入所者の看護及び健康管理・介護職員への指導	4 (兼務 4)	

介護福祉士	入所者の介護及び日常生活の援助	24（兼務3）	4
介護士		1	11
介護助手			8
調理師	給食に関する業務		3
調理員			6（兼務1）
その他の職員	洗濯、清掃業務、宿直業務		7（兼務1）

4. 定員 15 名

5. 設備の概要

居室	4 人部屋	20 室	静養室	1 室
	3 人部屋	2 室	医務室	1 室
	2 人部屋	4 室	食堂	4 室
	個 室	8 室	機能訓練室	2 室
浴 室		一般浴槽・特殊浴槽 2 台 リフト浴 2 台	談話室・相談室	各 1 室
脱衣室		1 室	洗濯室	1 室

6. サービス内容

・食 事

＊時間：原則として下記の時間に提供致します。

朝 食 7：30～8：15

昼 食 11：30～12：30

夕 食 17：30～18：30

」利用者様の体調や生活のリズムに合わせてご希望の時間に提供することが可能です。

＊食事場所は、原則として各ユニットの食堂にてお摂りいただきますが、場合によっては、利用者様の希望する場所でも提供が可能です。

＊利用者様の嗜好や体調不良等で献立内容が合わない場合は、代替の食事を提供致します。

・入 浴・・・・・・週に2回入浴していただけます。状態に応じた入浴方法で入浴して頂きます。（一般浴・リフト浴・特浴・清拭）

・介 護・・・・・・施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。着替・排泄・食事等の介助・おむつ交換・体位変換・シーツ交換・施設内の移動の付き添い等。

・機能訓練・・・・・・日常生活の中での生活リハビリや、レクリエーション、入所者交流会等の行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかる場合もございます。詳しくは、毎月の月間予定表をご覧ください。

・生 活 相 談・・・・・常勤の生活相談員に介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

・理美容サービス・・・・・希望時町内の理容所に依頼できます。

料金については個人負担していただき、理容所に実費を支払います。

7. 利用料金

(1)基本料金（1日あたり）

介護保険負担割合証に示された負担割合（1割負担・2割負担・3割負担）の額とします。

① 施設利用料

介護度	介護報酬額 多床室	介護報酬額 従来型個室
要介護度 1	6,030 円	6,030 円
要介護度 2	6,720 円	6,720 円
要介護度 3	7,450 円	7,450 円
要介護度 4	8,150 円	8,150 円
要介護度 5	8,840 円	8,840 円

② 加算

加 算 項 目	一日あたり単価
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220 円
看護体制加算（Ⅰ）ロ	40 円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ	150 円
療養食加算（1回）	80 円
緊急短期入所受入加算	900 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（1ヶ月につき）	100 円
送迎加算（片道）	1,840 円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※R8.6.1より介護職員等処遇改善加算Ⅰロへ変更	利用料総額の 14.0%（R8.5.31まで） 17.6%（R8.6.1～から）

*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士を35%以上配置した場合に算定されます。

*看護体制加算（Ⅰ）：常勤の看護師を1名以上配置した場合算定されます。

*夜勤職員配置加算（Ⅲ）：次の要件を満たした場合に算定されます。

a 夜勤を行う介護・看護職員を最低基準を1名以上上回って配置した場合
利用者25名に対して1名

b 夜勤帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる
介護職員を配置していること

*療養食加算：利用者の病状に応じて、医師の発行する食事箋に基づく適切な治療食及び特別な検査食を提供する場合に算定されます。

（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、心臓疾患に対する減塩食等）

＊緊急短期入所受入加算：緊急利用者を受け入れたときに算定されます。利用日から7日を限度とする。（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）

＊生産性向上推進加算（Ⅱ）：次の要件を満たした場合に算定されます。

- a 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- b 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- c 1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供（オンライン）を行うこと。

＊介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：下記の取り組みを行っている場合に算定されます。

- ・入植促進に向けた取り組み
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ・両立支援、多様な働き方の推進
- ・腰痛を含む心身の健康管理
- ・生産性向上のための業務改善の取り組み
- ・やりがい、働きがいの醸成

(2)その他の費用

居住費及び食費

	食費		居住費	
			従来型個室	多床室
基準費用額	朝	480 円	1,231 円	915 円
	昼	710 円		
	夕	660 円		

＊居住費及び食費については、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている額が、1日の自己負担限度額となります。

(3)その他の手数料

家電持込料	テレビ（1日1台につき）	50 円
	電気毛布（1日1台につき）	100 円
	その他（1日1台につき）	30 円

＊居室にてテレビの使用を希望する場合は、テレビを持参していただき、家電持込料をいただきます。ただし、故障等で使用しない場合は、算定致しません。

(4)利用期間中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

以下の場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が、中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に、体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5)支払い方法

事業者は、当月料金の請求書を翌月に発行いたしますので、指定金融機関（岩手銀行・JAいわて平泉）に納付して頂くか、口座振替の申し込みをされた口座からの引き落としとなります。

8. 通常の送迎サービス実施地域（一関市藤沢町）

片道 1割負担：184円 2割負担：368円 3割負担：552円

9. サービスの利用方法

(1)サービスの利用申し込み

- ① まずは、居宅介護支援事業所にお電話でお申し込み下さい。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。
- ② ご利用前に家庭訪問等により、利用者様の心身の状態を調査させていただきます。
- ③ 主治医（かかりつけ医）からの診療情報提供書を提出して頂く場合があります。
- ④ ご利用の予約は1カ月前からできます。
- ⑤ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)サービス利用契約の終了

- ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合
実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文章でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。
- ② 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ その他
 - ・利用者が、サービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず支払わない場合、利用者やご家族などが、当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、又は、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、14日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。なお、この場合、契約終了後の予約は、無効となります。
- ④身元引受人
 - ・身元引受人は、利用者が医療機関等に入院する場合は、入院手続きが円滑に進行するようご協力頂きます。
 - ・身元引受人に変更がある場合は、速やかに報告していただきます。
 - ・利用者の死亡後に、返金処理が発生した場合は、身元引受人を相手として手続きさせていただきます。

10. 当施設のサービスの特徴等

(1)運営方針

光栄荘は、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき処遇の充実を図り、利用者の幸せを求めつつ、明るく生きがいのある生活と福祉の里づくりに貢献するため、次のような運営方針をもって運営します。

○光栄荘は、生活の場であるとの認識に立って、常に、明るく楽しい生活の場として、

家庭との連携を密にして、共同生活における協調と利用者の人格を尊重し、豊かな環境づくりに努めます。

○機能回復訓練施設、入浴施設等光栄荘の持つ特殊機能を、地域に活用していただき、地域住民、関係機関との交流を図り、施設の社会化を進めます。

○光栄荘は、地域福祉の心を耕すための学習の場として、広く地域住民に利用していただき、福祉の里づくりに努めます。

(2)施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会・・・・・・・・・・午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分、午後 2 時 00 分から 3 時 30 分まで面会できます。電話で予約願います。
*感染症対策の期間は、別に定める方法で面会を実施します。
- ・ 外出・外泊・・・・・・・・原則自由ですが、所長、医師等との協議が必要です。
外出届を提出していただきます。
- ・ 飲酒・・・・・・・・・・原則自由ですが、医師等との協議が必要です。
- ・ 喫煙・・・・・・・・・・施設内及び敷地内では禁煙としております。
- ・ 設備、器具の利用・・・ご希望に応じて対応します。
- ・ 金銭、貴重品の管理・・・ご希望に応じて対応します。
- ・ 所持品の持ち込み・・・日常生活上最小限の持ち込みといたします。
- ・ 施設外での受診・・・・ご希望に応じて対応します。
- ・ 宗教活動・・・・・・・・原則自由です。
- ・ ペット・・・・・・・・・・原則禁止しております。

11. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	①	②
氏 名		
住 所		
電話番号		
続 柄		
主治医	①	②
病院名		
医師名		
電話番号		

12. 協力病院等

医療機関の名称	一関市国民健康保険藤沢病院
管 理 者	一関市病院事業管理者 佐 藤 元 美
所 在 地	〒029-3405 一関市藤沢町藤沢字町裏 52 番地 2
連 絡 先	0191-63-5211
医療機関の名称	一関市国民健康保険室根歯科診療所
所 長 名	所長 村上 智彦
所 在 地	〒029-1201 一関市室根町折壁字八幡沖 117
連 絡 先	0191-64-2133

13. 非常災害対策

- ・防災時の対応・・・・・特別養護老人ホーム消防計画に基づいて対応します。
- ・防災設備・・・・・・消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知器、誘導灯
- ・防災訓練・・・・・・総合訓練、部分訓練、図上訓練を実施
- ・防火管理者・・・・・特別養護老人ホーム光栄荘所長 新沼 健

14. サービス内容に関する相談・苦情等の窓口

○当施設のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	責任者	所 長	新 沼 健
	担当者	入所介護係長	菅 原 文
		生活相談員	佐 藤 久 美
		生活相談員	千 葉 のり子
		生活相談員	菊 地 由 紀
	電 話	0191-63-3115	
	対応時間	8:30～17:15	
一関市病院事業 相談窓口第三者委員			

○公的機関でも、次の機関において苦情申し出等ができます。

一関地区広域行政組合 介護保険課	所在地	一関市竹山町 7 番 2 号	
	電 話	0191-31-3223	
	対応時間	8:30～17:15	
一関市役所藤沢支所 市民福祉課	所在地	一関市藤沢町藤沢字町裏 187 番地	
	電 話	0191-63-2111	
	対応時間	8:30～17:15	
岩手県国民健康保険団 体連合会 保険介護課	所在地	盛岡市大沢川原三丁目 7-30 岩手県国保会館内	
	電 話	019-604-6700	
	対応時間	8:30～17:15	

岩手県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内 電 話 019-637-8871 対応時間 8:30～17:15
-------------------	--

14. カスタマーハラスメントの禁止

利用者及びその家族等は、当施設の職員に対し以下のような社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動（以下「カスタマーハラスメント」という）を行ってはならないものとします。

- (1) 暴力行為、威嚇、脅迫行為
- (2) 大声による威圧、暴言、人格を否定する発言
- (3) 長時間にわたる不当な謝罪要求や説明要求
- (4) 土下座など過度な謝罪要求
- (5) 正当な理由のないサービスの過剰要求
- (6) 同一内容の苦情や要求を繰り返し、業務を妨げる行為
- (7) 職員の私生活への干渉
- (8) SNS やインターネット上への悪意ある投稿
- (9) セクシャルハラスメントに該当する言動
- (10) その他、施設運営及び職員の安全確保に支障を及ぼす行為

15. カスタマーハラスメントへの措置

前条に該当する行為が確認された場合、当施設は次の措置を講じることがあります。

- (1) 行為中止の申し入れ
- (2) 利用者及び家族等への文書による注意
- (3) 面談による改善の要請
- (4) サービス提供内容の見直し
- (5) 契約の解除
- (6) 警察、関係機関への相談又は通報

16. 事故発生時の対応

○サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等、一関地区広域行政組合に、連絡を行います。

○サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事業者が加入している賠償責任保険の手続きを、速やかに行います。

17. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	令和 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

氏名 _____ 印